議案第６２号

溝沼子どもプール設置及び管理条例の一部を改正する条例

溝沼子どもプール設置及び管理条例（昭和６３年朝霞市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考　市外に居住している者が利用する場合の使用料は、この表に規定する額の２倍に相当する額とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代